

大阪市告示第601号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和7年5月7日（水）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年5月12日（月）	午前7時から
	令和7年5月19日（月）	翌日午前7時まで
	令和7年5月7日（水）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年5月12日（月）	午前9時から 午後1時まで
	令和7年5月19日（月）	
	令和7年5月26日（月）	
長居第2陸上競技場	令和7年5月7日（水）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年5月12日（月）	午前7時から
	令和7年5月19日（月）	翌日午前7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和7年5月4日（日）から 同月6日（火）まで	午前7時から 午後9時まで

	令和 7 年 5 月 13 日（火）から 同月 18 日（日）まで	午前 7 時から 翌日午前 7 時まで
	令和 7 年 5 月 23 日（金）から 同月 25 日（日）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 31 日（土）	午前 8 時から 午後 9 時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和 7 年 5 月 1 日（木）から 同月 2 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 5 月 3 日（土）から 同月 6 日（火）まで	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 5 月 8 日（木）から 同月 10 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 5 月 11 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 5 月 13 日（火）から 同月 17 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 5 月 18 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 5 月 20 日（火）から 同月 24 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 7 年 5 月 25 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 7 年 5 月 27 日（火）から 同月 31 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
長居第 2 陸上競技場	令和 7 年 5 月 4 日（日）から 同月 6 日（火）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで

	令和 7 年 5 月 13 日（火）から 同月 18 日（日）まで	午前 7 時から 翌日午前 7 時まで
	令和 7 年 5 月 23 日（金）から 同月 25 日（日）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 5 月 31 日（土）	午前 8 時から 午後 9 時まで
長居庭球場	令和 7 年 5 月 6 日（火）から 同月 9 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 40 分まで
	令和 7 年 5 月 12 日（月）から 同月 16 日（金）まで	
	令和 7 年 5 月 19 日（月）から 同月 23 日（金）まで	
	令和 7 年 5 月 26 日（月）から 同月 30 日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）